

グローバル金融危機と社会保障法研究者の責任

木下秀雄(大阪市立大学)

2008 年末から 2009 年は、今後人々の記憶に残る年末年始になるだろう。周知のように、昨年 9 月にアメリカの大手証券会社リーマン・ブラザーズが破綻し、アメリカ発のグローバル金融危機が始まった。世界的にこの金融危機は、実体経済悪化をもたらし、それに雇用状況の急激な悪化が続いている。日本でも、1990 年代に規制緩和政策によって広がった派遣労働等不安定雇用が雇用調整弁として使われ、雇用情勢が急激に悪化した。この間のできごとで特に注目しなければならないのは、民間団体が取り組んだいわゆる「年越し派遣村」である。この「年越し派遣村」に予想を超える人が支援を求めたため、年明けには宿泊場所を提供するため厚生労働省の講堂を開放する事態になった。これが新年のマスコミで大きく報道され、失業問題と失業者の生活問題が一気に社会問題化した。

こうした状況を見る中で、今、社会保障法を研究する者として、思うことがいくつかある。

一つ目は、日本で現実起こっている事実を認識することの重要性と難しさである。今思えば、金融危機が顕在化する以前の段階で、アメリカを、規制緩和の徹底で長期経済成長を続ける社会と見るのか、サブプライム・ローンがはびこる貧困大国と見るのか、実は問われていた。日本についても、そもそも貧困は存在するのか、どのような形で存在するのか、現実認識が問われている。研究の前提とすべき事実をいかに確定するかが、まず問いの出発点である。しかし事実を認識すること自体、決して容易ではなく、どのような情報と素材に基づいて自らが判断しているのか、常に点検・確認しなければならない。それだけでなく、事実の認識に際して、事実を評価する視点が問われていることも重要である。さらに言えば、事実を認識する上では、現在というものの歴史的位置をどのようにつかむのかも問われているのではない。

二つ目に、現在のような社会状況における社会保障の役割について考えざるを得ない。今回の緊急危機を 1929 年の世界大恐慌と並ぶ 100 年に一度の危機だ、と論じる者がいる。その中には、1935 年のアメリカ社会保障法成立に匹敵するような社会保障制度の充実が求められている、と主張する人も出てきている。そうした議論の中で注目すべきは次の点である。つまり、現在求められている社会保障の役割を、現に発生している貧困に対する補填としての社会保障としてだけでなく、新たな安定した市民社会を今後形成していく上で、その有機的な一部として社会保障制度をとらえる視点である。そして、そうした社会保障のいわば社会形成的意義という点から見ると、社会保障の財源論も大きく転換が迫られているのではない。例えばアメリカでは、金融システム維持のために 70 兆円とか 100 兆円という公的資金が投入され始めている。金融市場の崩壊を阻止するという理由で個別企業に対するこのような巨額の国家資金投入が正当化される事態を前にすると、予算配分の枠内での財源が限られていることを理由とする社会保障給付制限正当化は、社会全体のシステムの維持・発展のという視点からの財源論から常に再点検される必要があるのではないだろうか。

三つ目に、このような生活事実と、政策、制度の発展を前にした、法の役割と、法学の課題は何か、である。法は、政策・制度に形式を与えるツール、という側面を持っていることは否定しがたい。しかし、誰にとつてのどのようなツールなのか、ということが重要である。法が、政策実施・制度運用の統一性・整合性確保のためだけのいわば上からのツールとして機能するのか、市民の権利行使の手段として、市民の主体性発揮のツール、さらには能動性を持つ市民と社会保障行政との相互交流のツールとして機能させるのか。今後重要性を増す社会保障における法の役割の位置づけが問われる。法学の課題は、そうした社会保障法の役割を、現在の社会の中で描き出していくことであろう。

いずれにせよ、こうした問いにどのように答えるか、社会保障法研究者の社会的責任が問われることになる。もちろん、いずれも答え方は多様であり、結論も多様であるはずである。しかし自らの認識と判断の構造を示した主張が展開されるならば、異なる見解相互の議論がスレ違いに終わるのではなく、よりかみ合った実りのあるものになるはずである。そうした議論は結果として、社会の認識と生活を豊かにするものになるのではなからうか。さらには、こうした社会的変動に対して敢えて直接対応しない、という研究スタイルをとることも一つの見解であり、社会的責任についての一つの回答であろう。しかし、そうしたスタンスをとる場合にも、少なくとも社会に対して、そうした自らの態度のありようについて、説明することが求められるのではなからうか。